

資料編

■財務諸表	貸借対照表	34
	損益計算書／剰余金処分計算書	35
■経営指標	業務粗利益／業務純益／資金運用収支の内訳	38
	受取・支払利息の増減／利鞘／利益率／経費の内訳	39
	報酬体系について	40
■営業の状況	預金積金	40～41
	預金積金及び譲渡性預金平均残高	40
	定期預金残高／預金者別預金残高／財形貯蓄残高	41
	貸出金	41～42
	貸出金平均残高／貸出金残高	41
	貸出金の担保別内訳／債務保証見返の担保別内訳	41
	貸出金使途別残高	41
	貸出金業種別内訳／預貸率／消費者ローン・住宅ローン残高	42
	代理貸付残高の内訳／貸倒引当金内訳／貸出金償却	42
	有価証券・その他	43～44
	商品有価証券平均残高	43
	有価証券平均残高／預証率	43
	有価証券の残存期間別残高／金銭の信託の時価情報	43
	有価証券の時価情報	43
	デリバティブ取引／公共債引受額	44
	公共債窓販実績／内国為替取扱実績	44
■自己資本の状況		45～56
	単体における定性的な開示事項	45～46
	単体における事業年度の開示事項	47～56
	自己資本の構成に関する開示事項	47
	定量的な開示事項	48～56
■開示項目一覧		57

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

	令和6年度 R7.3月末	令和7年度 R8.3月末
(資産の部)		
現金	935	998
預け金	53,712	42,607
買入金銭債権	83	44
有価証券	49,857	61,370
国債	6,736	19,232
地方債	—	—
社債	531	528
株式	10	9
その他の証券	42,580	41,599
貸出金	32,047	31,595
割引手形	32	26
手形貸付	2,059	2,076
証書貸付	27,350	27,537
当座貸越	2,605	1,954
その他の資産	1,429	1,498
未決済為替貸	11	13
信金中金出資金	675	675
未収収益	551	588
その他の資産	191	220
有形固定資産	2,727	3,388
建物	1,494	2,650
土地	370	370
建設仮勘定	655	3
その他の有形固定資産	207	363
無形固定資産	33	36
ソフトウェア	24	26
その他の無形固定資産	8	10
前払年金費用	437	510
繰延税金資産	256	173
債務保証見返	78	82
貸倒引当金	△ 194	△ 224
(うち個別貸倒引当金)	(△ 156)	(△ 183)
資産の部合計	141,407	142,081

(単位:百万円)

	令和6年度 R7.3月末	令和7年度 R8.3月末
(負債の部)		
預金積金	128,035	126,403
当座預金	3,680	3,601
普通預金	44,207	45,900
貯蓄預金	267	261
通知預金	399	514
定期預金	75,761	72,563
定期積金	2,790	2,616
その他の預金	928	944
その他の負債	389	754
未決済為替借	19	15
未払費用	116	234
給付補填備金	0	1
未払法人税等	125	365
前受収益	11	12
払戻未済金	3	4
払戻未済持分	1	0
職員預り金	74	67
その他の負債	36	51
賞与引当金	63	70
役員賞与引当金	3	4
役員退職慰労引当金	104	108
睡眠預金払戻損失引当金	9	10
偶発損失引当金	3	3
債務保証	78	82
負債の部合計	128,686	127,437
(純資産の部)		
出資金	267	263
普通出資金	267	263
利益剰余金	17,891	18,806
利益準備金	290	290
その他利益剰余金	17,600	18,515
特別積立金	16,800	17,200
(うち本店建設積立金)	(2,000)	(2,000)
当期末処分剰余金	800	1,315
処分未済持分	—	—
会員勘定合計	18,159	19,069
その他有価証券評価差額金	△ 5,438	△ 4,425
評価・換算差額等合計	△ 5,438	△ 4,425
純資産の部合計	12,720	14,643
負債及び純資産の部合計	141,407	142,081

(注) 貸借対照表注記を36,37ページに記載しております。

損益計算書

(単位:千円)

	令和6年度 R6.4.1~R7.3.31	令和7年度 R7.4.1~R8.3.31
経常収益	2,684,013	3,225,797
資金運用収益	2,220,002	2,728,403
貸出金利息	408,818	443,408
預け金利息	409,804	456,454
有価証券利息配当金	1,388,268	1,813,148
その他の受入利息	13,110	15,392
役務取引等収益	148,790	162,173
受入為替手数料	52,014	52,820
その他の役務収益	96,775	109,352
その他業務収益	312,665	322,152
国債等債券売却益	292,848	302,312
その他の業務収益	19,817	19,840
その他経常収益	2,555	13,068
株式等売却益	—	12,200
その他の経常収益	2,555	868
経常費用	1,897,819	1,905,186
資金調達費用	101,288	267,520
預金利息	100,432	265,628
給付補填備金繰入額	478	1,533
その他の支払利息	377	357
役務取引等費用	73,560	73,552
支払為替手数料	12,939	12,772
その他の役務費用	60,620	60,780
その他業務費用	311,841	106,202
国債等債券売却損	311,615	105,948
その他の業務費用	226	254
経費	1,394,283	1,424,358
人件費	835,530	803,138
物件費	509,386	563,360
税金	49,366	57,859
その他経常費用	16,844	33,552
貸倒引当金繰入額	16,545	30,602
その他の経常費用	299	2,950

(単位:千円)

	令和6年度 R6.4.1~R7.3.31	令和7年度 R7.4.1~R8.3.31
経常利益	786,193	1,320,611
特別利益	15,046	1,069
固定資産処分益	—	1,069
その他の特別利益	15,046	—
特別損失	208,164	36,271
固定資産処分損	208,164	36,271
税引前当期純利益	593,075	1,285,409
法人税、住民税及び事業税	128,067	355,321
法人税等調整額	37,578	4,914
法人税等合計	165,645	360,236
当期純利益	427,429	925,173
繰越金(当期首残高)	373,426	390,162
当期末処分剰余金	800,856	1,315,336

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益 1,743円43銭
 3. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。一方、貸金庫利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、当事業年度に帰属する収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱い手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他の業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和6年度 R6.4.1~R7.3.31	令和7年度 R7.4.1~R8.3.31
当期末処分剰余金	800,856	1,315,336
剰余金処分額	410,693	1,010,530
普通出資に対する配当金	(年4%) 10,693	(年4%) 10,530
特別積立金	400,000	1,000,000
繰越金(当期末残高)	390,162	304,806

Point

収益面では、貸出金利息および預け金利息、有価証券利息配当金ともに前期比で増加したことによって、資金運用収益は前期比5億8百万円増加の27億28百万円となりました。また、預かり資産業務への注力によって役務取引等収益は前期比13百万円増加の1億62百万円となるとともに、国債等債券売却益3億2百万円の確保等によってその他業務収益は前期比9百万円増加の3億22百万円となり、経常収益は前期比5億41百万円増加の32億25百万円となりました。一方、費用面では、預金金利の引き上げによって資金調達費用が前期比1億66百万円増加の2億67百万円となったことに加え、本部・本店新築工事に伴い経費が前期比30百万円増加の14億24百万円となったこと等によって経常費用は前期比7百万円増加の19億5百万円となりました。これらの結果、経常利益は、前期比5億34百万円増加の13億20百万円、当期純利益は前期比4億97百万円増加の9億25百万円となりました。

貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～38年
その他 2年～50年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。要注意先債権のうち、経営改善計画等の策定により要注意先に留めた債務者に対する債権及び経済環境の変化等により業績に大きく影響を受けた業種等の債務者に対する債権については、債権額から担保処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。その他要注意先債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。正常先債権及び要注意先債権の予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、退職給付債務から年金資産を控除した金額を「退職給付引当金」として計上することとしておりますが、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、当該超過金額を「前払年金費用」に計上しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △31,890百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 0.1062%（令和7年3月分）
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円および別途積立金95,415百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金（貸出金に係るもの） 223百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。債務者区分の判定においては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額35百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額1,240百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の

発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	140百万円
危険債権額	632百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	772百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は26百万円であります。

20. 為替決済等の取引の担保として、有価証券94百万円及び預け金5,002百万円を差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額27,812円98銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び資金運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金と有価証券です。

なお、有価証券は、主に債券であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣等による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理規定において、市場リスクの主管部署をALM委員会と定め、市場リスク管理要領にリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された運用基準等に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,844百万円です。

なお、当金庫では、バックテストを実施し、VaR算出モデルの有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	42,607	40,393	△2,213
(2) 買入金銭債権	44	44	△0
(3) 有価証券			
その他有価証券	61,359	61,359	—
(4) 貸出金(※1)	31,595		
貸倒引当金(※2)	△223		
	31,371	30,433	△938
金融資産計	135,383	132,231	△3,152
(1) 預金積金	126,403	126,371	△31
金融負債計	126,403	126,371	△31

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、有価証券に関する注記事項については24.および25.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れた際の平均金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	9
信金中央金庫出資金(※1)	675
組合出資金(※2)	0
合 計	686

(※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(※1)	6,607	5,000	—	—	31,000	—
買入金銭債権	37	6	—	—	—	—
有価証券	108	225	207	—	5,000	68,977
その他有価証券のうち満期があるもの	108	225	207	—	5,000	68,977
貸出金(※2)	5,569	5,908	4,786	3,493	3,258	5,675
合 計	12,322	11,140	4,993	3,493	39,258	74,652

(※1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金積金(※)	96,898	35,086	4,344	—	—	74
合 計	96,898	35,086	4,344	—	—	74

(※) 要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下25.まで同様であります。

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	502	494	8
外国債券	502	494	8
その他	—	—	—
小 計	502	494	8
株 式	—	—	—
債 券	19,760	21,781	△2,020
国 債	19,232	21,241	△2,009
社 債	528	539	△11
その他	41,096	43,751	△2,655
外国債券	41,096	43,751	△2,655
その他	—	—	—
小 計	60,856	65,533	△4,676
合 計	61,359	66,027	△4,668

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	12	12	—
債 券	8,234	158	—
国 債	8,234	158	—
社 債	—	—	—
その他	10,578	143	105
外国債券	10,578	143	105
その他	0	—	0
合 計	18,825	314	105

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,305百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,330百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	31 百万円
減価償却限度超過額	8
役員退職慰労引当金	30
その他有価証券評価差額金	1,306
その他	59
繰延税金資産小計	1,436
評価性引当額	△ 1,118
繰延税金資産合計	318
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2
前払年金費用	142
繰延税金負債合計	144
繰延税金資産の純額	173 百万円

28. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	2百万円
契約負債	—百万円

会計監査人による監査

令和7年6月17日開催の第87回通常総代会及び、令和8年6月19日開催の第88回通常総代会で報告を行った令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月22日

八幡信用金庫 理事長

飛田和宣

はちしんについて

はちしんの健全性
確保への取組み

はちしんと地域社会

中期経営計画

商品・サービス

はちしんのあゆみ

資料編

店舗のご案内

経営指標

業務粗利益

(単位:千円、%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	2,118,713	2,460,883
資金運用収益	2,220,002	2,728,403
資金調達費用	101,288	267,520
役務取引等収支	75,229	88,621
役務取引等収益	148,790	162,173
受入為替手数料	52,014	52,820
その他の受入手数料	93,794	106,222
その他の役務取引等収益	2,981	3,130
役務取引等費用	73,560	73,552
支払為替手数料	12,939	12,772
その他の支払手数料	887	872
その他の役務取引等費用	59,733	59,907
その他の業務収支	823	215,949
その他業務収益	312,665	322,152
国債等債券売却益	292,848	302,312
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	19,817	19,840
その他業務費用	311,841	106,202
国債等債券売却損	311,615	105,948
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	226	254
業務粗利益	2,194,766	2,765,454
業務粗利益率	1.59	1.97

Word

資金運用収支

貸出を始めとする受け取った利息の合計額である資金運用収益と預金を始めとする支払った利息の合計額である資金調達費用の差額。

役務取引等収支

提供したサービスによって受け取る手数料などの収益とサービスを提供するためにかかる費用の差額。

その他の業務収支

資金運用・資金調達、役務取引以外の業務（有価証券の売買等）による収益と費用の差額。

業務粗利益

信用金庫の収益性を示す指標のひとつ。
資金運用収支、役務取引等収支、その他の業務収支の合計。

Point

資金運用収支

有価証券利息配当金の増加により、資金運用収支は前期比3億42百万円増加の24億60百万円となりました。

業務粗利益

資金運用収支やその他の業務収支の増加等により、業務粗利益は前期比5億70百万円増加の27億65百万円となりました。

この結果、業務粗利益率は0.38ポイント上昇し1.97%となりました。

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	840,575	1,368,838
実質業務純益	823,991	1,372,074
コア業務純益	842,759	1,175,711
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	842,759	1,175,711

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

Point

業務純益、実質業務純益

有価証券利息配当金の増加や国債等債券売却損の減少等により、業務純益は前期比5億28百万円増加の13億68百万円となりました。また、業務純益から一般貸倒引当金の繰入額3百万円を除いた実質業務純益は13億72百万円となりました。

コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）

実質業務純益から国債等債券損益1億96百万円を除いたコア業務純益は11億75百万円と4期連続の増益となりました。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	137,584	139,716	2,220,002	2,728,403	1.61	1.95
貸出金	30,502	31,072	408,818	443,408	1.34	1.42
預け金	57,212	47,104	409,804	456,454	0.71	0.96
有価証券	49,089	60,801	1,388,268	1,813,148	2.82	2.98
資金調達勘定	123,583	125,404	101,288	267,520	0.08	0.21
預金積金	123,507	125,332	100,911	267,162	0.08	0.21

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	10,163	499,634	509,797	40,928	467,472	508,401
貸出金	△ 25,991	16,317	△ 9,674	8,499	26,090	34,590
預け金	16,705	301,189	317,894	△ 218,421	265,070	46,649
有価証券	△ 13,988	215,827	201,839	332,268	92,610	424,879
支払利息	780	68,420	69,201	3,808	162,422	166,231
預金積金	779	68,412	69,191	3,819	162,431	166,251

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

利 鞘

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.61	1.95
資金調達原価率	1.21	1.34
総資金利鞘	0.40	0.61

利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.55	0.91
総資産当期純利益率	0.30	0.63

Word

資金運用利回

貸出金や有価証券等で資金を運用した利回りです。

資金調達原価率

預金等で資金を調達するためにかったコスト（例えば預金利息や人件費などの経費）の比率です。

総資金利鞘

資金運用利回から資金調達原価率を差し引いたもので、調達した総資金の運用成果を示す指標です。

総資産利益率

総資産利益率は資産平残に対する利益の比率を示すもので、一般にROA (Return on Asset) と呼ばれています。

①総資産経常利益率

$$= \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産 (除く債務保証見返) 平均残高}} \times 100$$

②総資産当期純利益率

$$= \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産 (除く債務保証見返) 平均残高}} \times 100$$

経費の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
人件費	835,530	803,138
報酬給料手当	646,965	669,224
退職給付費用	76,500	△ 893
その他	112,064	134,806
物件費	509,386	563,360
事務費	218,277	238,718
旅費・交通費	964	1,400
通信費	9,582	9,296
事務機械賃借料	3,391	3,639
事務委託費	152,124	166,147
固定資産費	78,659	94,492
土地建物賃借料	18,884	16,115
保全管理費	27,785	30,795
事業費	39,993	52,803
広告宣伝費	8,807	5,961
交際・寄贈・諸会費	16,682	30,837
人事厚生費	10,769	9,161
減価償却費	144,133	150,436
その他	17,552	17,747
税金	49,366	57,859
合計	1,394,283	1,424,358

収益性に対する考え方

当金庫は、協同組織の地域金融機関として、地域経済の持続的な発展に貢献するために必要となる収益の確保に努めています。そのため、単に高い収益性を目指すのではなく、可能な限り地域の皆様に収益を還元することを第一義としております。

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額及び賞与額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.支払時期 b.算出方法

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	116

(注) 1.対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。(期中退任者及び期中に理事を退任し、監事に就任した者を含む)

2.上記の内訳は、「基本報酬」85百万円、「賞与」14百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

営業の状況

預金積金

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
流 動 性 預 金		45,718	47,963
	有 利 息 預 金	40,470	42,539
定 期 性 預 金		77,341	76,926
	固 定 金 利 定 期 預 金	73,746	73,608
	変 動 金 利 定 期 預 金	785	708
そ の 他		448	443
小 計		123,507	125,332
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		123,507	125,332

(注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2.定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
定期預金		75,761	72,563
	固定金利定期預金	75,013	71,887
	変動金利定期預金	747	676

預金者別預金残高(構成比)

(単位:百万円、%)

		令和6年度	令和7年度
個人		93,502 (73.02)	93,844 (74.24)
一般法人		27,866 (21.76)	27,948 (22.11)
金融機関		70 (0.05)	63 (0.05)
公金		6,595 (5.15)	4,546 (3.59)
合計		128,035 (100.00)	126,403 (100.00)

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
財形貯蓄		106	99

貸出金

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
割引手形	62	43
手形貸付	1,808	1,588
証書貸付	27,092	27,641
当座貸越	1,537	1,799
合計	30,502	31,072

貸出金残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
貸出金		32,047	31,595
	固定金利	23,537	23,120
	変動金利	8,510	8,475

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	1,504	1,144
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,166	2,268
その他	—	—
小計	3,670	3,413
信用保証協会・信用保険	12,620	12,880
保証	6,514	6,166
信用	9,242	9,135
合計	32,047	31,595

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	6	5
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	4
その他	—	—
小計	6	10
信用保証協会・信用保険	1	1
保証	40	51
信用	29	19
合計	78	82

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	12,995	40.54	13,465	42.61
運転資金	19,052	59.45	18,129	57.37
合計	32,047	100.00	31,595	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	89	2,785	8.69	88	2,600	8.22
農 業、林 業	10	54	0.16	14	110	0.34
漁 業	1	3	0.00	2	7	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	2	43	0.13	2	31	0.09
建 設 業	148	3,665	11.43	140	3,275	10.36
電気、ガス、熱供給、水道業	6	214	0.66	6	205	0.64
情 報 通 信 業	2	33	0.10	1	43	0.13
運 輸 業、郵 便 業	10	262	0.81	9	291	0.92
卸 売 業、小 売 業	90	1,242	3.87	86	1,171	3.70
金 融 業、保 険 業	1	50	0.15	1	20	0.06
不 動 産 業	11	171	0.53	12	158	0.50
物 品 賃 貸 業	6	856	2.67	6	978	3.09
学術研究、専門・技術サービス業	8	819	2.55	10	766	2.42
宿 泊 業	28	774	2.41	25	719	2.27
飲 食 業	70	485	1.51	71	507	1.60
生活関連サービス業、娯楽業	20	634	1.97	20	538	1.70
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	15	518	1.61	15	559	1.76
そ の 他 の サ ー ビ ス	45	673	2.10	41	875	2.76
小 計	562	13,289	41.46	549	12,861	40.70
国・地方公共団体等	5	7,128	22.24	5	6,834	21.63
個 人	2,368	11,630	36.29	2,278	11,899	37.66
合 計	2,935	32,047	100.00	2,832	31,595	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預 貸 率

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 (A)	32,047	31,595
預 金 積 金 (B)	128,035	126,403
預 貸 率 (A/B)	25.03	24.99
期中平均	24.69	24.79

Word

預 貸 率

お預かりした預金積金のうち、貸出金で運用している割合。

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
消 費 者 ロ ー ン	1,015	1,233
住 宅 ロ ー ン	9,772	9,894
合 計	10,787	11,128

■代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
信 金 中 央 金 庫	29	19
株式会社日本政策金融公庫	6	5
独立行政法人住宅金融支援機構	26	17
独立行政法人福祉医療機構	—	—
合 計	62	42

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和6年度	54	37	—	54	37
	令和7年度	37	40	—	37	40
個 別 貸 倒 引 当 金	令和6年度	123	156	—	123	156
	令和7年度	156	183	—	156	183
合 計	令和6年度	177	194	—	177	194
	令和7年度	194	224	—	194	224

■貸出金償却

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却	—	—

有価証券・その他

■商品有価証券平均残高 該当ありません

■有価証券平均残高 (単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
国債	1,209	12,591
地方債	—	—
社債	539	539
株式	13	10
投資信託	—	—
外国債券	47,323	47,657
その他の証券	2	2
合計	49,089	60,801

(注) 有価証券の運用については、安全性を十分に考慮しながら、安定した利息収入の確保に努めております。

■預証率 (単位:百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
有価証券 (A)	49,857	61,370
預金積金 (B)	128,035	126,403
預証率 (A/B)	38.94	48.55
期中平均	39.74	48.51

Word

預証率

お預りした預金積金のうち、有価証券で運用している割合。

■有価証券の残存期間別残高 (単位:百万円)

令和6年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	6,736	—	6,736
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	99	222	208	—	—	—	—	531
株式	—	—	—	—	—	—	10	10
投資信託	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	100	—	—	—	—	42,477	—	42,577
その他の証券	—	1	—	—	0	—	—	2
合計	200	224	208	—	0	49,214	10	49,857

(単位:百万円)

令和7年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	19,232	—	19,232
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	107	219	200	—	—	—	—	528
株式	—	—	—	—	—	—	9	9
投資信託	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	4,807	36,791	—	41,598
その他の証券	0	—	—	—	0	—	—	0
合計	107	219	200	—	4,808	56,023	9	61,370

■金銭の信託の時価情報

- (1) 運用目的の金銭の信託 該当ありません
- (2) 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません
- (3) その他の金銭の信託 該当ありません

■有価証券の時価情報

- (1) 売買目的有価証券 該当ありません
- (2) 満期保有目的の債券 該当ありません
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	912	910	2	—	—	—
	国 債	912	910	2	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	100	100	0	502	494	8
小 計		1,012	1,010	2	502	494	8
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	6,355	6,554	△ 199	19,760	21,781	△ 2,020
	国 債	5,824	6,014	△ 190	19,232	21,241	△ 2,009
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	531	539	△ 8	528	539	△ 11
	そ の 他	42,477	48,039	△ 5,562	41,096	43,751	△ 2,655
小 計		48,832	54,594	△ 5,762	60,856	65,533	△ 4,676
合 計		49,845	55,605	△ 5,759	61,359	66,027	△ 4,668

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国債券です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	10	9
信金中央金庫出資金	675	675
組 合 出 資 金	2	0
合 計	688	686

■デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引
 は該当ありません。

■公共債引受額

公共債の引受は該当ありません。

■公共債窓販実績

(単位:百万円)

		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
国 債		35	89
合 計		35	89

■内国為替取扱実績

(単位:百万円)

		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
送 金 ・ 振 込	仕 向 為 替	123,564	94,373
	被 仕 向 為 替	85,779	86,702
代 金 取 立	仕 向 為 替	0	1
	被 仕 向 為 替	—	—

自己資本の状況

単体における定性的な開示事項

■自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体:当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は263百万円です。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実を図ってきました。令和7年度末の自己資本比率は26.17%と、国内基準4%を大きく上回る水準にあります。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの経営計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義の施策と考えております。

■信用リスクに関する事項

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

＜リスク管理の方針及び手続きの概要＞

当金庫では、信用リスク管理方針に基づき信用リスク管理要領を策定し、与信判断の基本的な考え方を明示した与信判断の指針を理念として信用リスク管理を徹底しています。

また、特定の業種、特定の債務者への与信集中リスクを管理するため、大口与信先や特定業種の与信限度額を定めて管理し、この管理状況を常務会、理事会に報告しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」「償却・引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

＜リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称＞

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ②(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④S&P グローバル・レーティング (S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、信用リスクの軽減を目的に担保・保証の保全措置を講じており、具体的には不動産や預金等の担保、公的保証機関である信用保証協会等の保証がこれに該当します。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等様々な角度から判断を行っております。

ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合にはお客様への十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては金庫が定める「貸出金事務取扱規定」等により、適切な事務取扱いを行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証等取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして当金庫が定める「貸出金事務取扱規定」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫が採用しているパーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には預金相殺の他に適格担保としての当金庫預金積金があります。

■市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいますが、市場リスクには、主に「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」があります。

＜リスク管理の方針及び手続きの概要＞

当金庫では市場リスクに対応するためALM委員会において、資産・負債の総合管理を行い、ALM委員会が協議した主な内容は理事会へ報告しております。

市場リスク管理におけるリスク量については、分散共分散法によるVaR法、BPV法により計測しております。

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要＞

当金庫は直接派生商品取引を行っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

＜銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要＞

上場株式、株式型投資信託については、時価評価のほか、VaR法によるリスク計測によってリスク量を把握するとともに当金庫の抱える市場リスクの状況や運用基準・リスク許容限度枠の遵守状況についてALM委員会に報告・検証のうえ、常務会及び理事会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、投資事業組合等への出資金にかかるリスクの認識については、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーに関する事項

＜リスク管理の方針及びリスク特性の概要＞

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

＜自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要＞

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、ALM委員会での承認を経たうえで、理事長の決裁により最終決定することとしております。

＜信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針＞

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

＜証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称＞

当金庫は標準的手法を採用しております。

＜証券化取引に関する会計方針＞

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

＜証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称＞

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ②(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④S&P グローバル・レーティング (S&P)

■マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、市場リスクのうち、マーケット・リスク規制の適用対象となるトレーディング取引や為替取引及びコモディティ取引に係るものをいいます。

＜リスク管理の方針・手続及び体制の概要＞

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

当金庫では、マーケット・リスクの計測について「簡易的方式」を採用し、総務部経営企画が管理しております。

また、フロントオフィス（資金運用部）とバックオフィス（総務部経理）を分離したうえで、ミドルオフィス（総務部経営企画）を設置することで、相互牽制が可能な体制をとっております。

リスク削減に係る方法については、銀行勘定における金利リスクに関する事項に記載しております。なお、当金庫では、リスクの削減を目的としたヘッジ取引は行っておりません。

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

マーケット・リスク相当額に係る額の算入にあたっては、簡易的方式を採用し、すべての商品をバンキング勘定に分類しております。

- (3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
・当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
・当該振替の理由
トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替は行っておりません。
- (4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況
内部取引担当デスクは設置しておりません。

<報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容>

総務部経営企画は、マーケット・リスクの計測対象となる有価証券等にかかる評価損益やVaRなどのリスク量を日次でモニタリングしております。また、リスク量の状況等を理事会及び常務会、ALM委員会に月次で報告しております。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から発生しうるリスクをいい、当金庫では、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等）を総称してオペレーショナル・リスクと定義しております。

<リスク管理の方針及び手続きの概要>

オペレーショナル・リスクの管理方針や管理体制については、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規定」で定めています。

また、適正なリスク管理を実現するため、リスク毎の特性等に応じた管理規定等を定めるとともにリスク管理の状況については理事会及び常務会へ定期的に報告することとしております。

<オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法>

当金庫は、標準的計測手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<BIの算出方法>

当金庫は、金利要素、役務要素及び金融商品要素の合計額であらわされる事業規模指標をBIとしております。

<ILMの算出方法>

当金庫は、ILM（内部損失乗数）については、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、「1」を使用しております。

<オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無>

該当事項はありません。

<オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無>

該当事項はありません。

■銀行勘定における金利リスクに関する事項

<リスク管理の方針及び手続きの概要>

- (1) 金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。当金庫における金利リスクは、銀行勘定取引におけるすべての金利感応資産・負債を計測の対象としており、定期的な評価・計測を行い、適時適切な対応を講じる態勢としております。
- (2) 当金庫では、ALM管理体制のもと、金利リスク及び為替変動等を考慮した統合VaRが自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としております。また、評価損益額を含めたリスク量が自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて、日々管理しております。
- (3) 金利リスク量は、毎月末を基準日として、月次で計測しております。
- (4) 当金庫では、リスクの削減を目的としたヘッジ取引は行っておりません。

<金利リスクの算定手法の概要>

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる4EVE（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）及び4NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、4EVE及び4NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	有価証券残高の増加により、4EVE（最大値）が増加しました。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テスト（金利リスク／自己資本の額）の結果は基準値である20%を上回っておりますが、金利リスクが顕在化した場合において、国内基準金融機関の最低所要自己資本額を上回る自己資本額を維持することが可能なものと認識しております。

- (2) 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる4EVE及び4NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

過去のストレス事象発生時や過去一定期間の金利上昇幅及び金利1%上昇時における銀行勘定の金利リスクへの影響を定期的に検証しております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

内部管理上、銀行勘定の金利リスクをVaR法により計測しており、その他のリスクと共に、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

（参考）

VaRによる市場リスク量（単位:百万円）

	令和6年度	令和7年度
リスク量	7,927	8,844

VaRの計測手法については以下のとおりです。

計測対象	信頼区間	観測期間	保有期間	計測の頻度
運用勘定（預け金、有価証券*、貸出金等）、調達勘定（預金積金等）のうち市場金利の影響を受けるもの	99%	5年	125日	月次

※非上場株式、その他の有価証券を除く

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,148	19,058
うち、出資金及び資本剰余金の額	267	263
うち、利益剰余金の額	17,891	18,806
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	37	40
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	37	40
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,186	19,099
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33	36
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	33	36
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	315	368
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	348	405
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	17,837	18,694
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	22,194	23,261
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	45,499	44,578
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,973	3,586
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	70,668	71,427
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	25.24	26.17

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	22,194	887	23,261	930
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	22,191	887	23,259	930
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,363	334	8,524	340
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	4,713	188	5,093	203
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,142	165	4,013	160
トランザクター向け	72	2	71	2
不動産関連向け	429	17	399	15
自己居住用不動産等向け	337	13	318	12
賃貸用不動産向け	53	2	48	1
事業用不動産関連向け	38	1	32	1
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	570	22	513	20
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	218	8	229	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	11	0	14	0
上記以外	3,738	149	4,468	178
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	675	27	675	27
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	143	5	182	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,919	116	3,609	144
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3	0	2	0
ルック・スルー方式	3	0	2	0
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.マーケット・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	45,499	1,819	44,578	1,783
うち、標準的方式適用分	—	—	—	—
うち、内部モデル方式適用分	—	—	—	—
うち、簡易的方式適用分	45,499	1,819	44,578	1,783
ハ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	2,973	118	3,586	143
BI	1,982	—	2,391	—
BIC	237	—	286	—
ニ.単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	70,668	2,826	71,427	2,857

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
5. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地 域 区 分 業 種 区 分 期 間 区 分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
国 内		99,716	103,259	33,699	33,299	7,465	21,781	—	—	673	707
国 外		48,139	44,246	—	—	48,139	44,246	—	—	—	—
地 域 別 合 計		147,856	147,505	33,699	33,299	55,605	66,027	—	—	673	707
製 造 業		2,864	2,745	2,864	2,745	—	—	—	—	47	58
農 業、林 業		80	135	80	135	—	—	—	—	—	—
漁 業		4	9	4	9	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		43	31	43	31	—	—	—	—	—	—
建 設 業		3,959	3,629	3,959	3,629	—	—	—	—	4	0
電気・ガス・熱供給・水道業		222	212	222	212	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		118	90	33	43	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		281	309	277	305	—	—	—	—	12	10
卸 売 業、小 売 業		1,419	1,358	1,417	1,356	—	—	—	—	—	18
金 融 業、保 険 業		38,581	39,355	97	68	600	500	—	—	—	—
不 動 産 業		173	159	173	159	—	—	—	—	49	46
物 品 賃 貸 業		857	978	857	978	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		911	853	911	853	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		794	751	794	751	—	—	—	—	417	407
飲 食 業		639	659	639	659	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		701	585	700	585	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		553	581	553	581	—	—	—	—	72	70
その他のサービス		830	1,038	830	1,038	—	—	—	—	8	8
国・地方公共団体等		78,863	77,081	7,208	6,911	55,005	65,527	—	—	—	—
個 人		12,030	12,239	12,030	12,239	—	—	—	—	61	85
そ の 他		3,925	4,696	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		147,856	147,505	33,699	33,299	55,605	66,027	—	—	673	707
1 年 以 下		3,864	3,587	3,593	3,410	200	107	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		2,634	7,226	2,364	1,994	225	224	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		7,968	3,580	2,754	3,373	213	206	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		34,555	3,692	3,555	3,692	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		6,293	42,713	6,293	6,713	—	5,000	—	—		
10 年 超		68,561	73,093	13,595	12,606	54,965	60,487	—	—		
期間の定めのないもの		23,978	13,612	1,542	1,510	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		147,856	147,505	33,699	33,299	55,605	66,027	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 当冊子の42ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	0	0	0	1	—	—	0	0	0	1	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	6	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	5	5	4	—	—	—	5	5	4	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	76	101	101	101	—	—	76	101	101	101	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	8	8	35	—	—	—	8	8	35	—	—
その他のサービス	10	9	9	9	—	—	10	9	9	9	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	28	29	29	29	—	—	28	29	29	29	—	—
合 計	123	156	156	183	—	—	123	156	156	183	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	130,213	129,557	1,239	1,227	15.756	15.625	130,383	129,726
40%～70%	1,847	1,842	10,615	10,473	10.000	10.000	1,971	1,971
75%	3,006	2,728	2,234	2,588	12.000	12.278	2,415	2,188
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	5,859	6,108	456	773	13.000	11.336	4,711	5,186
90%～100%	1,070	683	411	400	10.000	11.017	689	614
105%～130%	29	25	—	—	—	—	29	25
150%	370	318	—	0	—	10.000	369	317
250%	11	10	—	—	—	—	11	10
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	142,409	141,274	14,958	15,464	10.867	10.920	140,582	140,042

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	935	—	935	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	28,578	79	28,578	79	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	43,039	—	43,039	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,129	—	7,129	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	23	—	23	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	15	—	15	—	—	0%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,802	—	37,802	—	8,363	22%
「第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,128	816	5,565	47	4,713	84%
「特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,753	13,748	12,061	305	4,142	33%
「トランザクター向け	—	11,200	—	192	72	37%
不動産関連向け	971	—	936	—	429	46%
「自己居住用不動産等向け	837	—	808	—	337	42%
「賃貸用不動産向け	93	—	87	—	53	61%
「事業用不動産関連向け	40	—	40	—	38	96%
「その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
「ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	402	1	402	0	570	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	11	—	11	—	2	20%
信用保証協会等による保証付	3,604	313	3,604	32	218	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	11	—	11	—	11	100%
合計					18,452	

(単位:百万円)

	令和7年度					リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	998	—	998	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	30,887	75	30,887	75	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	39,246	—	39,246	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,836	—	6,836	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	23	—	23	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	15	—	15	—	—	0%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	38,605	—	38,605	—	8,524	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,086	1,120	6,043	64	5,093	83%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,719	13,895	12,056	324	4,013	32%
トランザクター向け	—	11,010	—	188	71	38%
不動産関連向け	919	—	891	—	399	45%
自己居住用不動産等向け	800	—	781	—	318	41%
賃貸用不動産向け	83	—	76	—	48	63%
事業用不動産関連向け	34	—	32	—	32	97%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	400	0	399	0	513	128%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	13	—	13	—	2	20%
信用保証協会等による保証付	3,511	372	3,511	38	229	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	10	—	10	—	14	130%
合計					18,791	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	令和6年度													
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	
現金	935	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	28,657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	43,039	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	7,129	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	29,772	—	8,030	—	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	192	—	
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	192	—	
不動産関連向け	—	—	—	141	95	210	—	—	—	78	—	—	95	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	141	95	180	—	—	—	78	—	—	95	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	29	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	1,453	2,182	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	81,256	2,182	—	29,925	95	8,240	—	—	—	78	—	192	98	

	令和7年度													
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	
現金	998	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	30,963	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	39,246	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	6,836	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	30,575	—	8,030	—	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	47	—	196	—	—	—	—	—	—	—	—	71	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	855	—	7,887	—	—	—	—	—	—	—	134	1,356	
トラザクター向け	—	—	—	53	—	—	—	—	—	—	—	134	—	
不動産関連向け	—	—	—	112	71	291	—	—	—	52	—	—	82	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	112	71	268	—	—	—	52	—	—	82	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	6	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	70	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	1,249	2,299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	79,333	3,209	—	38,790	71	8,321	—	—	—	52	—	134	1,580	

(単位:百万円)

令和6年度																			
資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																			
56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	935	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,657	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,039	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,129	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,802	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	4,711	—	—	902	—	—	—	—	—	—	—	—	5,613	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	11,578	—	—	—	—	595	—	—	—	—	—	—	—	—	12,366	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	192	
—	—	—	231	54	—	—	—	—	—	3	25	—	—	—	—	—	—	936	
—	—	—	217	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	808	
—	—	—	—	54	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	87	
—	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	40	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	399	—	—	—	402	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,636	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	11	
—	—	—	231	11,632	—	4,711	—	—	1,497	3	25	—	—	399	11	—	—	140,582	

(単位:百万円)

令和7年度																			
資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																			
56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	998	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,963	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,246	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,836	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38,605	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	5,186	—	—	605	—	—	—	—	—	—	—	—	6,107	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	2,137	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	12,380	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	188	
—	—	—	204	51	—	—	—	—	—	3	22	—	—	—	—	—	—	891	
—	—	—	193	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	781	
—	—	—	—	51	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	76	
—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	32	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	317	—	—	—	399	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,549	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	10	
—	—	—	204	2,188	—	5,186	—	—	614	3	22	—	—	317	10	—	—	140,042	

はちしんについて

はちしんの健全性
確保への取組み

はちしんと地域社会

中期経営計画

商品・サービス

はちしんのあゆみ

資料編

店舗のご案内

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,618	1,388	9,170	9,679	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額
該当ありません■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合 該当ありません

■投資家の場合 該当ありません

(6) マーケット・リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	MR3:簡易的方式によるマーケット・リスク相当額	オプション取引 以外の取引		オプション取引					
				簡便法により算出した額		デルタ・プラス法により算出した額		シナリオ法により算出した額	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額	—	—	—	—	—	—	—	—
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額	—	—	—	—	—	—	—	—
3	コモディティ・リスクの額	—	—	—	—	—	—	—	—
4	外国為替リスクの額	3,639	3,566	—	—	—	—	—	—
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	—	—						
6	合計	3,639	3,566	—	—	—	—	—	—

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額		時 価	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	688	687	—	—
合 計	688	687	—	—

(注) 1. 「非上場株式等」の貸借対照表計上額ならびに時価については、市場価格がないため、事業年度末日における帳簿価額を記載しております。
 2. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	—	12
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記載しております。
 2. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4	2
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	12,586	14,573	126	251
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	—	—	23	—
3	ス テ ィ ー プ 化	9,842	15,089		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	12,586	15,089	126	251
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	17,837		18,694	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下に記載しております。

単体ベースの項目	
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	3
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	3
(3) 事務所の名称及び所在地	59
2. 金庫の主要な事業の内容	2
(商品・サービスのご案内)	26～29
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	5
① 経常収益	5
② 経常利益又は経常損失	5
③ 当期純利益又は当期純損失	5
④ 出資総額及び出資総口数	5
⑤ 純資産額	5
⑥ 総資産額	5
⑦ 預金積金残高	5
⑧ 貸出金残高	5
⑨ 有価証券残高	5
⑩ 単体自己資本比率	5
⑪ 出資に対する配当金	5
⑫ 職員数	5
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	38～44
① 主要な業務の状況を示す指標	38～39
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	38
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	38
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	38～39
エ. 受取利息及び支払利息の増減	39
オ. 総資産経常利益率	39
カ. 総資産当期純利益率	39
② 預金に関する指標	40～41
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	40
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	41
③ 貸出金等に関する指標	41～42
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	41
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	41
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	41
エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	41
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	42
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	42
④ 有価証券に関する指標	43～44
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	43
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	43
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	43
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	43
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	11
(2) 法令遵守の体制	8
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	14～19
(4) 金融ADR制度への対応	10
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34～37
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	7
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7
② 危険債権	7
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	7
④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	7
⑤ 正常債権	7
(3) 自己資本の充実の状況	45～56
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	43～44
① 有価証券	43～44
② 金銭の信託	43
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）	44
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	42
(6) 貸出金償却の額	42
(7) 金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	37
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	40

金融再生法に基づく開示事項

資産査定公表	7
--------	---

はちしんについて

はちしんの健全性
確保への取組み

はちしんと地域社会

中期経営計画

商品・サービス

はちしんのあゆみ

資料編

店舗のご案内